

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 岡崎 晋議員、4番 石垣大志議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 知念富信君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 おはようございます。初めてトップバッターで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。質問に先立ちまして、先週末には台風が本町にもありました。もし、町内で被害に遭われた方いらっしゃいましたらお見舞いを申し上げます。またあわせて復旧が長い間進まないでいる千葉県各地の方々にも心からお見舞いを申し上げるとともに、今後の生活の復旧、復興を心から祈念するとともに、お見舞い申し上げたいと申し上げまして、質問に移りたいと思います。

さて、2019年の10月、いよいよ消費税が10%へと増税をされます。そもそも消費税がどのようにして、なぜ導入されたのでしょうか。この議会、町民の皆様にも配信をされていますので、改めて確認をするために振り返ってみたいと思います。まず、平成元年（1989年）当時、消費税が導入された理由は3つあります。1つ目に、税制全体のバランスをとるため。2つ目に、個別間接税の問題点を解決するためとなっておりますが、大きくは3点目の高齢化社会の財源を確保するためだったというふうに思います。その後、平成9年（1997年）4月1日に、橋本内閣のもとで消費税は3%から5%に増税をされました。導入から8年がたち、初めての増税でありました。この増税では、地方消費税が導入をされ、5%のうち1%は地方税となりました。この時期はバブル崩壊後の不良債権処理中の最中だったために、増税後に金融機関が次々と倒れたのを記憶しています。消費税増税がバブル崩壊後の長引く不況の原因とまで言われ、また後の平成の大合併とつなぐ合併特例法（1995年）を受けた時代でした。その後も増税の必要性はたびたびと主張されてきましたけれども、5%

の時代は結局 17 年間も続きました。2012 年 8 月に社会保障と税の一体改革のもと、消費税の税率引き上げ法案が民主党の野田政権で成立をしました。そして平成 26 年（2014 年）4 月 1 日、消費税は 5 % から 8 % に増税をされ、地方税の税率も 1.7 % になりました。その内容は消費税の引き上げ分は全て社会保障の充実と安定化に使われる。社会保障制度は全ての世代が安心、納得できる全世代型の制度に改革されるという内容でした。そして 2015 年、2017 年の 2 回の増税延期を経て、2019 年、ことし 10 月に消費税は 8 % から 10 % へなります。地方消費税は 2.2 % になります。ふえる税収は 5.6 兆円と見込まれており、その使い道は増税分約 5.6 兆円のうち、約 2.8 兆円が借金や国債の返済、約 1.7 兆円が教育・子育ての充実、約 1 兆円が社会保障の充実となっており、幼児教育に使われる額は全体の 3 割、国債の返済の次に重点が置かれています。具体的には幼稚園や保育園の無償化、全世帯の 3 から 5 歳の保育料が無料になります。あわせて軽減税率の導入やキャッシュレス決済によるポイント還元、マイナンバーカードなど、ポイント加算やプレミアム付商品券の発行など、そしてまた住宅ローン減税の拡充、自動車購入時の税金の軽減、税抜き価格表示の延長など、景気の悪化を軽減しようという策も含まれています。

さて、ここで私が注目するのは、国の視点ではなく、町民や町政の視点で考えてみたいと思っています。国の財政難はわかりますが、町民の視点でどのような影響が出るのか。またそれを受ける町政がどうあるべきかが私の視点であります。是非そのような視点で質問しますので、答弁のほどをよろしくお願いします。

大きな質問 1、消費税 10%増税で町民生活は後退するのではないか。（1）消費税を財源とする本町の収入は幾らか。（2）南風原町民（法人・個人）の支払う消費税は、今回の 10%への増税で幾らふえると試算するか。（3）今回の消費税増税は、町民生活にどのように影響すると考えるか。お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さんおはようございます。では、質問事項 1 点目の消費税 10%の増税で町民生活は後退するのではないかという（1）についてお答えします。消費税導入時及び各税率改正時の翌年度の推移を見ますと、平成 2 年度税率 3%の消費譲与税は 7,405 万 2,000 円、平成 10 年度税率 5%の地方消費税交付金は 2 億 2,817 万 4,000 円、平成 27 年度税率 8%の地方消費税交付金は 5 億 9,936 万 4,000 円、うち社会保障財源交付金として 2 億 4,381 万 9,000 円、10%に改正される令和元年度見込額は 6 億 7,675 万 4,000 円、うち社会保障財源交付金が 2 億 7,702 万 3,000 円となっています。

（2）についてお答えします。法人については、経済環境や事業規模等の予測困難な要因に大きく左右されますので試算が難しいですが、個人については平均年収世帯において 1 世帯当たり年間約 3 万 5,000 円程度の負担が生じると試算をしております。

（3）についてお答えします。消費税率の引き上げにより消費税に伴う負担で家計費はふえることとなります。一方、食料品などを 8%に据え置く軽減税率や消費税引き上げによる財源で幼児教育無償化、就学前障害児の発達支援無償化、低所得者・子育て世帯向けプレミ

アム付商品券事業などが実施されますので、負担がふえるだけではなく、社会保障の充実等が図られるものと期待をしております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順次再質問をしたいと思います。消費税を財源とする本町の収入ということで質問をしました。ご答弁いただきましたけれども、今受け取った内容、これは本町の歳入として消費税を財源とする収入、そのように考えてよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 消費税については、そのように収入となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、答弁についてですけれども、まず本町の収入ということで、平成2年度の税率3%のときが7,400万円、平成10年度の消費税率5%の際で2億2,800万円、平成27年度、8%の段階で5億9,900万円、そしてことしが10%に改正されるということで6億7,600万円ということで、財源として消費税率の増加とともに、本町の収入も上がってきたんだというふうに理解ができます。この中で、地方消費税交付金、社会保障財源分ですけれども、答弁の中にもあったとおり、この社会保障財源というものと通常の交付金、2種類の交付金が合わさってこのような額になっていると理解します。このような理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 はい、議員おっしゃるとおりです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この予算で行きますと、今年度の当初予算ベース、予算のときの資料をいただくと、社会保障分、答弁にもありましたとおり2億7,700万円と理解しています。一方で、その本町の予算の段階でやったこの社会保障対象経費という経費がありますけれども、これに要する費用というのは67億2,900万円、つまり到底2億7,000万円では補うができないというふうに考えます。その中で、この社会保障対象経費の、この社会保障財源分というものの以外に国からは…、国県支出金という項目で32億8,200万円、さらに一般財源、つまり本町の持ち出し分ですね、そこに当たるのでは27億円という予算内訳が記載をされています。今言った、消費税の推移としては少しずつふえてきているわけですがけれども、この国県支出金、国庫も含めた国県支出金、一方で本町の一般財源の持ち出し分、結局そういったものもふえていけば消費税がふえたとしても本町のプラスになっていると言えるのだろうかという疑問です。今言ったように、この交付税、またほかにも地方交付税とかがあると思います。地方交付税や、この国県支出金なども含めた財源で本町の負担がどのように推移しているのか。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 それではお答えいたします。まず、社会保障経費、本町における社会保障経費についても当初予算では67億円でありました。これについても毎年ふ

えております。それに対して国、県の負担金、補助金もふえております。しかしながら、この全部を、それを補う一般財源が全て社会保障の消費税に係る経費ではなくて、それぞれ市町村の税、交付税等で賄う一般財源もあることから、それについても全体がふえていますので、それぞれ国、県、町の負担額はふえている状況となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 つまり申し上げたいのは、消費税がふえて、財源がふえても、本町の持ち出しもふえているのではないですかということが言いたいわけです。それに伴って、財政とのバランス、国からもらえるお金がふえて本町の持ち出しが減っている。そう断言できるんだったら消費税は本町にとってプラスである、町民にとってプラスであるというふうに言えますが、そう言えないんじゃないですかということを言っています。つまり本町の負担は減っていると切り切れるのかどうか。その点を答弁いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 社会保障財源における本町の負担については、総額がふえております。毎年ふえておりますが、消費税の財源がふえていますから、その増になった分は町の負担は負担軽減につながっていると考えております。

○8番 照屋仁士君 バランスのことを言っているんであって、ふえているのはふえていますよと言っているんだから。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 町の一般財源の持ち出しはふえております。総額がふえていますから、総額がふえていますが、それに伴い社会保障財源である消費税の額もふえていますので、その消費税がふえた分は、増になった分は、町の負担は本来ならこれがなければもっとふえていたんですが、社会保障に係る消費税がふえていることで町の負担額は、その分は押さえられていると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 じゃあ、数字で示せますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今現在は、手元には持っていませんが、しばらくお時間いただきたいと思います。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時19分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、令和元年度、町の社会保障財源に係る一般財源が40.5%であります。平成29年度決算に基づく数値であります。社会保障経費57億円に対して、27億6,900万円ということで48.3%でありました。そのことから町負担は、負担率については軽減されております。またこの当初予算での2億

7,700万円を平成29年度の社会保障財源に当たる決算額2億4,600万円であったと仮定して、町の負担は41%ということで、逆にふえていなければ町の負担率はふえていたということになっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 社会保障がふえていく中で、今、この負担割合分、率の中で少なくとも横ばい、もしくはそんなにふえていない。48.3%から、ことしの40.5%まで下がったと明確に言えるのであればいいことですけれども、なかなかそうもいかないような、ちょっと複雑な計算ですのでこれは検証してみたいと思いますが、つまり私が言いたいのは、町民の立場に立って、今回の増税が南風原町にとってもよくなっていると言い切れるのかどうかと。それが私の視点であります。その中でちょっと視点を変えたいと思います。

2番目の町民の支払う消費税額、実際に財布から出ていく額ですね、これについては1世帯当たり約3万5,000円程度の負担が生じるというふうに試算をしていただきました。私も先だって試算をしてみました、私の試算でも、これは統計はえざるにありますけれども、町民の平均所得、約220万円、220万7,000円ですね、町民1人当たりです、これは。それを日経新聞のホームページで今回の所得税、消費税率どれだけ負担がふえるのかという試算表があります。それで行くと平均所得200万円から300万円の間に、もとの8%で13.1万円ですけれども、消費税10%にすると17万円、3万9,000円値上がりするという試算ができます。そういったことで南風原町の人口が約4万人弱ですから、4万人掛ける負担増4万円と考えれば、町民から出ていく所得、財布、約1億6,000万円負担がふえることとなります。今、南風原町の試算する3万5,000円を掛けたとしても、これは約1億4,000万円ふえることになるというふうに考えます。そういった部分では、この町民の消費税を出した分の税収、それが返ってこなければ町民の負担が大きくなるというふうに推測されるわけですけれども、この負担分についてどのように考えるか。負担がふえているというふうに言えるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、我々が試算した資料については平成26年度全国消費実態調査の沖縄県の2人以上の世帯の平均年収1世帯当たりの1カ月の支出をもとに算出しております。ですから1人当たりではなくて1世帯当たり。県内の平均年収の1世帯当たりの月額を出しまして、それを12カ月掛けて約3万5,000円の負担増となっておりますので、1人当たりではなく1世帯当たりの負担増が年間3万5,000円ということで試算をしております。確かに1世帯当たりに対して各家計への負担増にはなっていると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1人と1世帯とやれば負担の金額、先ほど私は3万5,000円で4万人だと1億4,000万円と言いましたが、この数字は減るわけですね、町の試算としては。いろんな試算の仕方があると思いますが、今言うように1億円余りの町民の負担がふえると

いうことは、数字でもある程度、前後はすると思いますけれども、町民負担がふえるということとは間違いないと思います。

3点目に行きます。3点目では、負担だけではなくて軽減措置がされているという趣旨です。それでも消費税は国税ですけれども、町政や町民生活に大きな影響があります。それはこの軽減措置も含めたところで、この景気対策、国の施策に対しても実際の町民の窓口となるのは多くは町行政が担うわけです。その視点でいくと、国の視点、施策だけを考えずに、人ごととせず、町民生活に寄り添った対応が必要だと思います。つまり町の施策とも変わらない、町民の生活に大きく影響が出る。そのような視点で対応していただきたいと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。議員おっしゃるように、確かに消費税増税に伴う負担増があります。しかし、社会保障の充実、幼保無償化と社会保障の充実が図られますので、それについて各施策が対象となる町民に行き届くよう、各担当職員は鋭意努力しております。短い時間ながら、本当に寝る間も押して非常に努力しているところで、町民にサービスが全て届くように取り組んでおりますので、今後も引き続き町民へわかりやすい説明を心がけ、丁寧に各施策の周知と実施に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、部長がおっしゃったように、これは町政の中でも非常に重い負担なんです。職員の皆さんにとってもですね。今回の消費税による国の施策、町の行政負担以外にも軽減税率を初め、業者の負担、わかりにくくて幾つもの、例えばポイント還元などを含めると、サービスを受けられない住民が多く生まれる可能性も含めています。また、先ほど言った窓口を担う市町村行政や町職員の負担に関しては、数字にあらわれない多くの懸念が残ります。私は先ほどまで言った財源とその支出額、割合、税と支出のバランスでもとんとん、もしくは少しよくなっている。このサービスの部分では職員の負担を初め、民間の負担、そういったものが重くのしかかってサービスを受けられない可能性の町民も含んでいる。そういう町民の視点に立てば大きく町民生活を後退させる可能性があるのではないかと考えていますけれども、総体的に町長はどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。一般論と申し上げたら失礼でございますけれども、確かに増税ということからしますと、我々住民にとりましてはそれだけの負担感が生じるわけですから、議員ご指摘のとおり町民に負担感があるということは確かにあるかと思えます。ただ、しかしながら、先ほど来答弁しているように、この消費税を増税することによってまた社会保障にそれだけの手厚い対策を講じていくということでございますので、町といたしましては、確かに職員もいろんな形で、通常の業務も対応しながら、またプレミアム付商品券の事業とかを含めまして、いろいろと負担増にはなっておりますけれども、私はまたこれは、我々行政に与えられた責務だと思ってお

りますので、議員がご心配しているような、このサービスが十分受けられない町民が出ないように、万全を期していきたいと考えております。民間の皆さんにつきましても、いろいろとレジの改善と申しましょか、そういった形でいろいろ負担があるようでございますけれども、その件に関しましても十分とは言えないかもしれませんが、それなりの手当もされているというふうに私は認識をいたしておりますので、そのあたりをまた何といたしますか、県民、国民を挙げて、消費税によって社会保障制度を充実させていくという大義がございますので、そういった面でご理解をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私の視点は、税とか、町の社会保障に対する支出とか、はっきり言って町民になかなか見えにくいわけです。自分の財布から実際にお金が出ていくのに、それがどう自分たちに返ってくるのかが見えにくい、わからない、返ってこないかも知れない。そういった懸念で質問をしています。今町長がおっしゃったように、町民の視点に立って町行政としても知らせていく、取り組んでいくことが必要だと思いますので、10月から混乱のないように進めていただきたいと重ねてお願いをして、次の質問に移ります。

2点目の質問です。神里区域の里道整備を求むであります。2017年の6月に神里区行政懇談会において幾つかの道路整備が要望されました。その中では、用地買収の必要性や地域住民の利用度が低いということで難しいとの回答でありました。それを踏まえて、地権者などから聞き取りをすると、今状況が違ってきたので無償譲渡や近隣地権者並びに地域のニーズも確認できたことから次のとおり質問します。(1) 神里352番地先より357番地先までの里道を整備して地域住民の利便性向上に寄与できないか。(2) 町内のその他の地域で里道の利活用などをどのように考えるか。活用できる場所については計画的に活用や売却を進めるべきではないかと考え質問します。よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の(1)についてお答えします。その件については、利用度が低い道であり、優先順位で財政面からも整備は困難と考えています。

(2)についてお答えします。里道の活用について、交通需要の高い里道については必要に応じ整備することは可能ですが、優先順位、投資効果、財政面の考慮が必要です。売却については、機能を喪失した里道で、今後も公共施設として必要がないと判断した場合は周辺地主や自治会の意見を聞いた上で売却を行っております。また里道は機能を維持するものとして国から譲渡を受けており、売却は慎重に行っておりません。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 里道整備については、これまでもほかの同僚議員から何度も質問が出されています。その答弁を全部読むと、一貫して里道の整備はできないと。町道としての整備になると答えています。この当該箇所のところはサトウキビ畑に隣接していますけれども、近年のサトウキビの搬入するトラックの重量が重くなったりとか、4トンから10トンになったとかいろいろあると思いますけれども、収穫期にはそこを通れず、非常に不便だ

ったと。そのときに町からも若干協力を得て大変助かったと地権者から聞いております。周辺地権者も無償譲渡なども含めてできるということも得られています。是非、協力を得て、町道として整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 答えします。先ほどの答弁でもございましたけれども、現在、道路整備につきましては継続中の事業もございまして、財政的な面も配慮しながら、町内全体的な建設事業の整備につきましては優先度を鑑みて、また検討してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 優先順位とか財政面、ほかとの兼ね合いは理解できるんです。ただ、答弁書では利用度が低いと断定しています。これは去る行政懇談会においてもほかの路線も含めて5カ所要望されているけれども、一括して全てできないと、利用度が低いと断定しているんです。この利用度について調査されたんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 通常道路を、町道の整備となりますと、2次交通量は幾らかというお話がございます。大体、現場を見てみましても1日に1台、2台通るかというものではないかと思えます。整備では多分何千台とかそういうのが町道整備の通常の数判断材料かと思えますので、町道として整備するには交通量は少ないということになるかと思えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は、何も町道を前提として言うわけではなくて、これまでの過去の答弁が里道のままではできないという答弁だから、じゃあ町道だったらできるんですかというふうに聞いているわけです。今言ったように、採算性とか財政とかそういったところを考慮すると町道にできないというのは理解できます。ただ、そういうふうになると、農道としての整備ですとか農漁振興とか地域振興、地域の地権者の皆さん、そういった方々の観点に立って活用できるメニューがないというふうになるわけです。ですから何らかの余地を残すために町道しか整備しないという答弁が繰り返されているので、町道でどうですかと言っているだけですので、そういった観点からはほかにも活用できる補助メニューがあるんでしょうか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 近く農業をされている方がいらっしゃるわけですので、農道という、農林関係の事業としてどうかというのも調べてはみましたけれども、やっぱり農道の整備となりますと、ほとんどが土地改良区域の農道が主になります。またあるいはちょっと大きな農道になりますと、広域の農道というのがございます。今調べた限りでは、仮に農道として整備することになった場合、農道としての受益地がどれだけあるかとか、あとはここがどういう地域なのかというのがございましてちょっと調べた限りでは農地とし



での受益地が小さいということと、通常整備地というのは農用地を整備します。この里道から東側のほうは農振の白地でございまして、そういうところもございまして、農林のメニューのほうでも大変厳しい、ちょっと今調べた限りではございませんでした。仮に過去にやったものでどうかというものも調べてみますと、可能性があったかというふうに考えられるのが過去にやった集落地域整備事業、そのときに入れられるのであれば、もしかしたら入れられたかもしれない。ちょっと状況がわからないものですから、なぜ入っていないかはわかりませんが、あのメニューだったら可能性はあったかなという気はしますけれども、道路として、農道としての整備というのは今調べた限りではメニューを探すことができませんでした。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 求めているのは、その地域の方々とか特に住民懇談会でも出されたわけですから、あのときに今言ったようないろんなメニューを活用してできないかということをお答えいただきたいかと思うます。今後もそのように答えていただきたいし、探していただきたいと思ひます。過去の答弁を見ても、里道の活用について、平成17年以降、原材料費の提供がなくなって以降、地域の要望がなかなか届かないし、進まないという状況があるわけですから。今のような答えと姿勢で取り組んでいただければ、その補助メニューについても納得いただけるんじゃないかと。そのような視点でこの質問をしております。このような考えでやっていただけるかどうか、お答えいただければと思ひます。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 今後とも、住民の希望に応えられるように情報はしっかり入れてやっていきたいと思ひます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今のは、補助メニューというか財源のことの視点で行きました。

次の2番に行きます。これは神里以外の地域でも繰り返すように、また農道だけじゃなくても、いろんな価値があるわけですから。そういった意味では財産として考えるときに、以前の答弁では里道というのはかなり膨大な量で全てを把握できないと答弁がされています。また管理責任や占有されていたり、利活用についても議論がこれまでされています。他市町村ではその里道も把握し、売却を含め活用している事例があるというふうにも、未確認ではありますけれども、そのような情報も聞いています。そういった視点で行くと、財産として考えたときに町は利活用できるなら大きな財産と言えるのではないかとと思ひますが、そのような視点ではどうでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 確かに財産的なものからすると膨大な量があつて、相当な財産価値と考えられますが、利活用等につきましては、先ほど申し上げたとおり基本的には機能の維持をするということが基本的な町の考えでもございしますので、そういったことで財産的な価値としては相当ございしますが、基本的には機能を維持するというところで

の現状を確保するということが基本的な考えということで、町の考えでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 機能維持という視点でも、先ほどのところは機能も維持されていないわけですが、簡単に言えばですね。整備すれば機能維持がされるんだけれども、整備されなからトラックが入れない、トン車が入れないという問題があるわけです。ですから是非とも財産としても、機能維持としても活用を考えていくという視点で取り組んでいただきたいとお願いして、次に移ります。

3点目であります。疑いを持たれるような指名入札制度を改めよ、であります。去る6月議会までに町民からの情報提供により、2億8,000万円もの入札ミスや疑いを持たれるような入札のあり方が見直されました。町長は指摘をされなくても何らかの報告はしていた。また入札制度も改善を指示していたと答弁をされましたけれども、結果的には町民の皆さんの町政への関心と議会のチェック機能によって、その町の取り組みが改善をされ、また町当局もしっかりと要望に応じて正すべきは正したと言えるのではないかと思います。これから質問する契約の議案は、6月定例会最終日に上程をされ即決をされました。子供たちの学習環境改善のためにも、私もこのクーラー設置について賛成をしましたが、これだけ多くの工事にかかわらず町民や議会への説明は十分だったのか、疑問が残っております。また予算の際にも、これだけ大きな事業だから町内業者へ配慮するよう意見がされましたが、そのような配慮がなされたのだろうか。私もこれまで入札制度改革について何度も提案をしてきたので、その視点で質問をしていきます。1点目に、去る6月議会で可決をした各小中学校のクーラー設置工事の契約について、指名が複数回にわたっている業者が幾つもある。それはなぜか。2点目に、さきの入札制度の改正だけでは不十分と考えます。町民に疑いを持たれない入札制度に再度改めるべきと考えるがどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず、1点目についてお答えいたします。今回の小中学校の工事でございますが、それは入札を同時に行いました。町内業者を優先的に選定していることから、選定するよりも町内の登録事業者の数が少なかったということから、結果的に指名が重なっております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目、(2)についてお答えします。公共工事の指名においては、南風原町指名競争入札参加者指名基準により、町内に本社、営業所を有し、または代表者が町内に在住しているものを町内業者として優先的に選定をし、それに清掃ボランティア等の地域貢献度を考慮し指名をしております。今後も適正な入札制度に努めてまいります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の入札に当たって、同様の質問を6月議会でもしました。それを踏まえて、工事契約書を含めて別紙の資料のようにまとめてみました。今お手元に配付をさ

れていると思います。その資料の中で指名された業者が 28 業者いますけれども、全て町内業者でしょうか。またその町内業者のうち代表者が町内在住の業者はどちらなのか教えていただきたいと思います。数字でいいです。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問の指名で、町内業者になるものは 20 業者です。もう一つの質問の代表が町内在住となるのは資料のほうでとおっしゃっていましたので、④番、⑬番、⑭番、⑮番、⑳番、?番の 6 業者となります。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 ちょっと答弁が先ほどと矛盾するなと思います。町内業者が少ないため複数業者ということですがけれども、町内業者はこの中で 28 者中 20 業者しかないという答弁でした。去る 6 月議会で副町長は、新しい登録年度で初めての工事ということを明言されています。また全て A ランクの工事で 1 工事 11 業者を指名しているので 6 工事 66 枠になるとも言っております。さらに町内業者は A と B の業者で 31 業者ですと。だから 66 枠に当然複数回指名が入ると答弁をしております。しかしながら、私がまとめた資料のとおり 5 回も指名している業者が 6 者もいますし、それも全て A ランクではありません。この表で A ランクというのは B、C と表記がない業者が A ランクの業者です。さらに A、B と言ったのに C ランクの業者が 2 者指名されています。一方指名されていない町内の業者は、先ほど A、B ランクで少なくとも考えると 8 者ではなくて、私の計算では 10 者あることとなります。C の企業が入っているのですから 8 者ということになると思いますけれども、初めての指名入札ということですが、なぜ初めての指名入札でこのような差が生まれるのかお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど町内事業所の番号ですね、ちょっと読み違えていました。⑳番ではなく?番です。もう一度申し上げます。④番、⑬番、⑭番、⑮番、?番、?番の 6 事業所です。訂正します。それから指名については新しい年度ということではなく、こちらのほうから提案されたものを指名委員会のほうで適切に選定されているものと判断しています。また先ほどの答弁の中でありましたが、この 28 業者以外に指名されていない町内業者は A ランクで 2 業者、B ランクで 11 業者。B ランクの 11 業者のうち 7 業者については提供された別紙の記載にはありませんが、第 2 表で示されており、第 1 表、第 2 表合わせて指名されている B ランクの業者は 4 業者です。またこの表の中で C ランクとして指名されている⑭番については過去の実績、それから電気で A ランクということもあり、こちらのほうから推薦させていただいております。?番が C ランクという形で資料には記載されていますが、この資料、選定委員会におかれましては平成 30 年度のランク表を使った推薦となっております。その時点では、この事業所についても B ランクとなっております。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 町内業者を優先してくださいという趣旨ですので、指名業者の選定

においてこれまで去る6月にもあったとおり、1点目に清掃ボランティア、2点目に災害ボランティア協定、3点目の商工会会員、4点目に行事の寄附などを考慮しているというふうにあります。今、それも考慮されたという答弁だったというふうに理解します。この考慮された内容については数値等もあるのか。その数値も含めて、今回の業者で説明できるのかお答えください。例えば町内同士のAランクの業者と5回呼ばれているBランク、5番、6番との差は何点あるのかとか。2回呼ばれているCランクの⑭番とランクAの⑰番の差は何点あるのか。そういったこともお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 ボランティアの数値化ですけれども、数値化はしてございません。ちょっと確認させてください。休憩…。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前10時57分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問についてお答えいたします。指名選定委員会の委員長の立場で、最終的に主管課から推薦の上がった業者については、委員会で議論するわけですが、その内容については今おっしゃいました、基本的には業種別に請負額ごとにAからDまで区分をしています。それぞれのランクに見合う企業を指名するわけですが、もちろん町内業者を前提にするわけですが、例えば今回の場合、特に管工事について町内業者は46業者、これはAからCまでを含めてです。A業者は9業者、いわゆる今回の工事は全て5,000万円以上ですからAランクの工事に当たります。それからしますと、その原則に縛られていると9業者が毎回出てくるわけです。今の数以上に。それでB、Cも、Bを直近、上位下位の考え方をこれ以前もこの場でその辺の使い方については一応説明したつもりです。BがAを超えると、こういう概念ではないんです。例えばボランティアでも、これは町が、例えば夏の道路月間を例にとれば商工会を通して、これは全県的な道路月間で、県内一斉に8月期間に清掃をしましょうという、そういう県の呼びかけについて町も応えて一緒にやっている。これは定例化して本当に定着している行事の一つであります。商工会を通して企業に呼びかけをして、共催という形でやっていますね。それについてはあくまでもボランティアですから、主体的に事業者が町のそういう呼びかけに賛同をして、自主的に参加をしているわけですから、それについては町としてもやっぱりこれは評価すべきだというふうに、こういう指名について、指名の優先の中に入れていきます。それ以外にも体協なり祭りなり、それはそれぞれの企業が自主的に協力をいただいていますので、こういうものを含めて評価をしながら、それについては応えていきたいということで指名をしています。ですから、BがAになるというのも、今回の場合は特に数が少ないから。これは当然、そういうことをしないと、逆に公平性に欠けるということで今回は取り扱いをしていますので、ただいまの質問についてはBがAになる事例もあったということでもあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは聞き方を変えたいと思います。先ほど28業者中、町内業者は20業者ということがありましたけれども、町外の業者は何番ですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。町外事業者はお手元の資料で⑨番、⑩番、⑪番、⑫番、⑬番、⑭番、?番、?番となります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは聞き方を変えます。町外業者である⑫番と町内業者である、例えばこれは?番との差は何ですか。要するに3回呼ばれている町外業者と1回しか呼ばれない町内業者の差は何ですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時05分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。まず⑫番の事業者と?番の違いは、まず⑫番の事業者はAランク、?番の事業者はBランクとなります。さらにこのいただいた表のほうでは⑫の事業者は3回指名ですが、?番の事業者のほうも今回J Vとなっておりますので2表のほうで呼ばれておきまして、トータル3回ということで同じ参加数になっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁は先ほどと矛盾していないですか。AとBではランクで評価違うというのはちょっと矛盾すると思いますけれども。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今回は指名基準にのっとって工事、ランクはA工事ですので、Aをまず1表に、そして足りない数が、トータルA企業者が少ないですから、いろんなボランティア等の地域貢献を加味してBランクをAに、1表に幾つか入れて、そして通常の2表にはBランクあるいはCランクを一部上げたということでやっていますので、特に矛盾とかという表現には当たらないんじゃないかと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 矛盾には当たらないということですが、私からすると31業者あって20業者しか呼ばれていないと。それ以外にもCも含めるともっと業者数があるわけです。ですから、私は矛盾というふうに思いますし、2表の存在というのは事務的ところで活用しているんでしょうけれども、私たち議会も町民も町内業者もその2表でどう評価されているかということは知ることができないわけです。つまり私たち議会とか町民、町内業者にその見ることができない業者優先というのが余計な疑いを生んでいるのではないかと

など、不満を生んでいるのではないかと考えています。去る6月議会でも副町長は選挙協力も含めて政治的な評価も否定はしておりません。今回で、国会でも大きな問題になったモリカケ問題のような口利きとかお友達とか、ちょっと言葉は失礼かもしれませんが、そういうことが根拠になっていないというふうに。やはり町民にわかるように、私たち議会にもわかるように示していただきたいと思うわけです。その視点ではどのように考えますか。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、ご質問のちょっとバランスについて、いろいろおかしいんじゃないかという、そういうニュアンスの、そういう受け取りをしていますが、指名の多い少ないというのはそれぞれの業者が一番よくわかると思います。町の方針では、まず町内企業優先、3つの条件、まずこれを第一に、そしてその辺のいろんな地域貢献度、ボランティア、あるいは寄附等、プログラムへの共催、協力とかを加味してやっています。今議員のおっしゃる…、何と申しますか、片寄っているんじゃないかとかいろいろ言われている件については、これはこういう思いをしている業者が仮にいたら、町のこういう方針に沿って協力しているかどうか、まずはそれを確認してもらいたい。それでもやっているが、漏れているというのであれば、私たちが幾つか業務を持ちながらですから、あるいは見落としているかもしれない。そういうものがあれば、営業努力も含めて、是非、町に足を運んで、職員にもその辺を、営業活動を通して指名していただきたいと。門戸は開いていますので、そういうことが、声があるのであれば、それについては今言ったことを逆に業者の皆さんにも伝えていただきたい。これからもこの件については職員を含めて町の指名のあり方の方針に沿って進めてまいりたいと思います。特にこれについて私どもにはご批判の声は届いていないということをつけ加えておきます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私もですね、非常にしにくい質問をしているわけです。ただ私のところにはそういった批判の声はあります。ですので、今言ったように、しっかりと町内優先というのが疑いがかからないように。次の問題では制度のほうで確認をしたいと思います。

2点目の入札制度の改正。去る6月議会でも改正した旨を聞きましたけれども、町民の方々からはいまだに町内業者が指名や優遇をされないのかという疑問や不満が根強くあります。入札参加資格者や名簿ですとか、指名入札業者に記載する様式に、町内代表者はA業者、また町外と。そういった業者ごとの明記ができないかどうか。制度として今度改めることができないかという視点ですので、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。先ほど来、答弁ございましたとおり、町内業者優先ということがございますので、令和元年に受け付けした際にまだ町内の公開、表記していないものがございますので、その町内業者の表記につきましては、今後ホームページのほうでまた改正をして、公開してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これ以前は代表者とか営業所とか、そういったような記載もあったとありますけれども、どのレベルの書類かちょっとわかりませんので、以前はあったと、その記載がなくなったという声も聞きましたが、それは事実かどうか。どのような書類だったか教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。ちょっと先に私どもとしては、名簿の公表というのはどちらかと言いますと、業者から申請があつて、それを私どものほうで受け付けて、このような形でどちらかという、申請どおりにといたしますか、ちゃんと受け付けが済んでいますというのを公表する意味合いで名簿の公表をしているというふうに考えてございました。この平成27年、28年について、ちょっとばらつきがあるんですけれども、町内、町外の記載は建築を除いてやられてございました。ですからちょっと統一されていなかったところがございます。町内、町外は、建築は表示されていなかったですけれども、土木とか、先ほどの管工事とかそういうのは表示がございました。それで会社については商号、今回も商号、会社の所在地、代表者、電話番号を表示してございます。後でランクを追加したという形になっております。平成29年度は商号、本社所在地、代表者、電話番号、あと経審の点数、経審ランク、また技術者の数も表示されていたという経緯がございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 要するに疑いとか不満を持たれないように、制度的にも変えられるところを変えていこうと。先ほど副町長がおっしゃったように、やっぱり行政の仕事として信頼を得るために変えられるべき制度は変えていこうという趣旨で言っておりますので、今の点も是非とも記載をして、そういった疑いが少しでも晴れるなら記載をしていただきたいと思います。また、先ほどまでのランクとか優先度とか優先の中身とかということについて、先ほど数値にはしていないということがありましたけれども、こういった趣旨で優先しているというところが、やはり町民の皆さんに見えていない、理解していただけていないというふうに感じます。その優先の提示となる、先ほども言いましたけれども、それ以外にも、私もこれまでもずっと主張をしている地域での活動ですとか、さまざまな社会貢献というのはあると思います。そういったものも含めて点数化をして、目に見える形にして、さらにはそれを含めたランクづけというようにすれば、やはり制度的にも、町民の皆さんからは疑いが持たれないのではないかと思います。またその社会貢献、社会評価という観点が明確になるんじゃないかと思います。例えば何々株式会社、町内があつて、それか町外。そしてランクの中には県のランクはBだけれども社会貢献で何点プラスしてAランクになっていますとか。そういったような表記の仕方で町内企業のやる気と地域参画を促してはどうかという趣旨で申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 今こちらでランクづけしているものにつきましては、県の

ランク表、総合評点等を参考にしました県のランク表がございますので、その中においては先ほどまちづくり振興課長が答弁しておりました経審の点数と、さらに社会貢献度、それとまたISOの取得とか、そういったものを加味したものとして総合評価がされた評点を持ってランクづけをしておりますので、基本的には県のランク表、こちらの町の体制とかもございまして、県のランク表をもって、点数を持ってAランクの考え方として今後もやっていきたいと思っております。またボランティアの点数化とか、そういったものにつきまして寄附とかその辺の強要につながるということも考えられますので、点数化して公開するということとは不相当と今、考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今言っているように、どんなに町内を…。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時29分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 金城好春議員。

〔金城好春議員 登壇〕

○9番 金城好春君 この時間になると「おはよう」なのか「こんにちは」なのか言いづらいですね。では、通告書に従いまして、4点質問いたします。よろしくお願ひします。

まず1点目です。島バナナの普及で町おこしを問うということでお伺ひします。南風原町の新たな特産品は何があるんだろうと考えたとき、島バナナが一番よいのではないかと思ひました。まず、畑の土ですが、沖縄県には国頭マージ、島尻マージ、この南風原町のジャーガルの3種類に種別されるそうです。その中で我が南風原町の土壌は保水力に優れ、大変肥沃な土であると言われております。その地の利のおかげでカボチャ、ヘチマ、ストレリチア、スターフルーツの生産量が沖縄一であると大変喜んでおられるところがございます。そこでお伺ひします。屋敷と畑の一角に島バナナを植えようと普及活動の推進はできないか。2つ目に、島バナナを使った6次産業化で町特産品の製品開発を進めることはできないか。3点目、ふるさと納税の返礼品に島バナナを組み入れることはできないか。4点目、島バナナを新たな町特産品として認定できないか。これは他市町村におくれをとらないように、南風原町が先陣を切って、島バナナは南風原町の特産品だよと今宣言しておかないと、またおくれをとって他市町村に持っていかれる節がありますので、きょう取り上げてみました。よろしくお願ひします。

次の大きな項目2番目、児童生徒の優秀作品の展示を問ひます。（1）東部消防組合消防本部主催第31回防火ポスターコンクールにおいて、本町の小学校の児童が金賞、銀賞、銅賞、入選と大変優秀な成績をおさめている。役場庁舎ロビーに作品を展示し町民に紹介でき



ないか。(2) 各小学校でも作品を玄関前に展示して全児童に紹介できないか、お伺いします。

大きな項目3点目、南星中学校の安全管理を求めます。(1) 南星中学校内の防犯灯が折れた状態で放置されている。早急に修復できないか。場所は清流園の坂道の上のほうです。

(2) 南星中学校南側校舎東側の角に取りつけられている屋上からのドレン排水管が腐食により中ぶらりんの状態で危険である。早急に撤去して改善できないか、お伺いします。

大きな項目4、津嘉山地内の側溝の残土処理を問います。(1) 県道128号線JAおきなわ津嘉山支店の女性部室前より津嘉山十字路までの区間がところどころ残土が堆積して生活用水の流れに支障を来している。改善できないか。(2) JAおきなわ津嘉山支店前の県道128号線と町道84号線の交差点の側溝は残土が堆積している。改善できないか。(3) 町道8号線と町道77号線の交差点の側溝は残土が堆積している。改善できないか。以上4点お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の島バナナの普及で町おこしを問うの(1)についてお答えします。屋敷と畑の一角に島バナナを植え、さらにそれを特産品として取り扱うことはそれ相当の面積が必要であることから、今質問にあります部分的な箇所の植栽普及の推進については検討しておりません。

(2)についてお答えします。生産者の要望がありましたが、町としても沖縄県農業生産経営対策事業補助金を利用した商品開発等を支援してまいります。

(3)についてお答えします。町産の島バナナは安定供給と一定の品質の確保が可能であればふるさと納税の返礼品に組み入れることは可能と考えております。

(4)についてお答えします。特産品とはある特定の地域でのみ生産され、生産量が多く、品質が優れているものとしてされていますので、現状での認定は厳しいと考えます。

質問事項4点目の津嘉山地内の側溝の残土処理の(1)から(3)までは関連しますので一括してお答えします。現場を調査し、町管理部分は早急に清掃いたします。また県管理分については県に要請し、清掃を促してまいります。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは質問事項、大きな2点目の(1)についてお答えいたします。ご質問の展示の件については東部消防と調整して取り組んでまいります。

続きまして、(2)でございます。児童生徒の優秀作品などにつきましては、現在も各学校において展示をして来校者、それから児童生徒に周知をするという取り組みを行っております。全児童に紹介できるよう各学校へ、官公庁へ周知を行ってまいります。

質問事項の3点目、(1)でございます。ご指摘の清流園の防犯灯につきましては、現在既に対応を進めております。今後とも危険箇所の改善につきましては、早急に取り組んでまいります。

(2)でございます。ご指摘のドレン配水管につきましては、9月18日に修繕は終えま

した。以上でございます。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 それでは再質問いたします。まず1番目の島バナナの普及についてでありますけれども、私も生まれて初めてこの島バナナを一昨年、自分の畑に、先輩農家がおられて島バナナの話をしたら、いつでもあげますからもらってくださいと言われてまして、スコップを持ってそのバナナのところへ案内してもらって行きましたら、とっても簡単に切るというか、株分けができました。そして10本の株をいただきまして自分の畑に一昨年植えて、去年7月、8月ごろに実が10本のうち親株になって、花が咲いて5つ収穫できました。ことしはどうかというと、ちょっと虫がつくみたいで半分は実がついていませんが、ことしも5本に実がつきまして、台風前に見回って、まだ若いんですが、5本の株に実がついていましたので、2つは収穫して、今、家で熟させていますけれども、ぽつぽつ四、五本黄色がかってきていますので、またこれは家族で楽しみたいと思っています。私も勘違いしていました。バナナというのは、植えて3年以上から5年かけて実がつくのかなと。今の今まで勘違いしていましたが、植えてみると、1年後にはすぐ実がつく。そしてさらにはタケノコみたいに爆発的に、親株から子がどんどん出てきます。これは経験して初めてわかりました。だからこのバナナを植えるともう2年目、3年目、実を収穫して、子がどんどん生まれて、これをまたどんどん広げることができる。短期間でふやすことができるというのがあります。先ほど申し上げたが、地の利がありますね、南風原町は。とっても肥えた土。この、最初植えたときは、植える前にですよ、堆肥を四、五袋まいて耕して植えつけましたけれども、あとは作業としては下草刈りね、草を刈るだけ、年に2回ぐらい、あとは放置ですよ。何も要りません。一番難儀だったのは収穫するとき。はしごを持って行って、物すごく重いです、10キロ以上。いや、危ないということの話ですよ。あとは放置してすぐできますので大変有望じゃないかなと。私の知り合い、最近話を聞く機会があって、後輩1人ですけども、また1人。2人の人が退職してバナナを300坪植えたという話を聞いてもう収穫もしていると。もう1人は準農家ですけども1,000坪、これは糸満の畑ですけども1,000坪以上畑を購入してバナナを植えているんです。このバナナとてもおいしいらしくて、県内競りじゃない、全部県外の人に引き取ってもらっているという話がありまして、味もいい、皮も薄くて風味があって柔らかくて、外国産には負けないぐらい、この島バナナはおいしいバナナであります。だからこれをまずは今は加工できていませんが、量がね。まずはこの普及ですよ、植えませんかという普及。広報はえばるでもいいですよ、島バナナを植えてみませんかという。そして1カ年では花が咲いて実がつきますよと。それから爆発的に子が出てくるよと。子株が出てきてふやせますよと。この利点を町民に宣伝する意味でも、何らかの方法で、インターネットでもいいですよ、ホームページでもいいですよ、普及に向けてバックアップしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 答弁いたします。先ほど部長も答弁しておりますけれども、

畑と屋敷の一角に島バナナを植えようということなんですけれども、議員がおっしゃるとおり普及して、将来的には特産品として取り扱いたいということが目的だと思いますので、町としては面積的にある程度確保した畑としての推進をしていきたいと思います。平成30年度にも事例があるんですけれども、実際町内の方が糸満のほうに1,500坪の畑を確保してバナナを植えるということで町のほうで支援をしているという形ですので、今後とも町としてはある程度圃場を確保したといいますか、やっぱり町が支援するときは農業振興は農家として自立して経営するということが目的になりますので、面積的にも確保した形での支援を今後ともしてまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 将来的だと思うんですが、もしこの普及に向けて、特産品として取り組んでいただければこんなにうれしいことはないと思うんですが、まず量ですね、何トン出したら特産品として協議するかとか、面積にして何ヘクタールを植えたらそういう段階に持っていけるかという、このような考えはお持ちでしょうか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 先ほどの答弁にもありましたとおり、特産品のときにはですね、ある程度の生産性が多く品質が優れているということでもあります。ご質問のように、面積とかトン数とかはありません。例えばですけれども、今現在、ヘチマとカボチャが町のほうはありますけれども、それは県内でヘチマが生産量が1位、カボチャが生産量2位という形がありますので、トン数とかではなくて、もし島バナナも今後普及が進んで、具体的にはベストスリーというか、沖縄県でも生産性が上位に入るといった状態になったときに特産品としての形になると思います。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 私もひらめいて、きょうの質問をしています。私の周囲でもそういう島バナナの普及については話し合っていきたいと思います。まずは、バナナのよさを普及していただきたいと思います。これはまた町のほうでもこれから考えていただければ幸いです。このバナナについては、きょうが最初ですので、要望して、このバナナ普及については終わります。その前に、3番目のふるさと納税の返礼品、友達、先ほど紹介しました知り合いの方々ですね、もし収穫時期が来たらいつでも相談に乗るといった理解は得ていますので、ふるさと納税についてはよろしく取り組んでいただきたいと思います。これは答弁いただけますか、ふるさと納税をもう一度。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。議員おっしゃる町産の島バナナであれば、返礼品として大変大歓迎ですので、是非ご紹介いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。私が苗をいただいた親株の主もつくっておられますので、そういう話もまた相談していただきたいと思いますので、よろしくお願

ます。島バナナの普及については質問を終わりたいと思います。

2番目に行きます。児童生徒の優秀作品の展示をということで質問いたしましたけれども、前向きに検討するということでしたので、大変うれしく思います。それと各小学校でも作品展示等はやっているとの答弁でした。大変うれしく思います。この東部消防組合のほうでは、今回は平成30年度の防火ポスターだということですがけれども、31年度はこれから申請に入るということを伺いました。こういうポスターを通して防災、あるいは火災に対する児童生徒の意識高揚ですね、これにつながると思います。是非これは町のほうでも取り組んでいただいて、学校のほうでも子供たちがまた、これは私も書いてみよう、この普及にもつながると思います。教育に大変これは優位な取り組みだと思しますので、よろしく願いいたします。これも要望して終わります。

次、3点目、南星中学校の安全管理をということですが、これもドレンは取っ払って修復したということをお答えいただきました。早急な対応を本当にありがとうございました。こういったものは、それから防犯灯が倒れているものですね。この前の台風17号、沖縄県を直撃しましたがけれども、15号は千葉県とか大変な被災を受けています。屋根がほとんど、9割方被害を受けているという、きょうのニュースでも向こうの知事が話をしていましたけれども、台風は何らかにつけて被害を及ぼしますので事前にこういうものは、危険な状態のものは片づけて安全対策を講じるべきと思って、すぐきょうの質問をいたしました。すぐ対応していただけるということをお聞きしましたので、この件は終わります。

それから4点目、津嘉山地内の側溝の残土処理です。これも町内の町道は早速対処すると。それから県道のほうは県のほうに要請するということですので、早目に。これは県のほうにお願いして定期的に、まだやっていませんよとか申し入れはできるんですか。どうでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 点検してやっていないところは清掃をお願いしていくことは十分可能です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 是非、町道、県道を早目に対処していただいて、整備していただきたいと思います。要望して終わります。ありがとうございました。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時53分）

再開（午後0時58分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○7番 大城 勝君 ハイサイ、7番議員の大城 勝ニナトーイビン。クリカラ通告書にシタガティ質問サビー。議長、休憩お願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後0時59分）

再開（午後1時00分）

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 これから3つの質問をします。ご答弁よろしく申し上げます。質問1、しまくとうばの字名表記を。(1)南風原町がまだ村のころ、ふえーばるには12大字の集落時代があった。その12大字には、しまくとうばでの呼び名があり、その呼び名を地域文化を大切にするという観点からも後世に残すべきと考えるが、どのような認識か。(2)南風原村時代の12大字には、しまくとうばでの呼び名があるがどのような呼び方か。(3)各集落の主な地点に、字名をしまくとうばで表記したプレートを立て、地域文化継承の策を講ずることができないか。

大きな質問2、交差点の交通安全対策について。(1)照屋区在のガソリン給油所横を町道67号線が通り、県道82号線と接する交差点がある。そこは翔南小学校の登下校道でもあり、横断歩道を横切る生徒にドライバーは注意を要する箇所である。交通安全上、当該交差点に進入する車両への一時停止標示や、標識が必要と考えるが、その対応を問う。(2)当該交差点は地形的にも交差する道路に高低差があり、車両運転上見通しが悪く、小事故も頻発していると聞く。地域の大切な生活道路であり、小学校への登下校時の重要な交差点でもある。地域やPTAなどからも、以前に信号機を要請していると聞くがいまだに設置を見ていない。改めて信号機設置を要請したい。

質問の3、町花ブーゲンビレアで町活性化を。(1)町花ブーゲンビレアの選定理由は何か。(2)町民は、町花ブーゲンビレアをどの程度、町花として捉えているか。(3)町花ブーゲンビレアの鉢植えのコンクールや写真コンクールなどを企画し、町民の町花に対する認識度を高め、町花ブーゲンビレアで町活性化が図れないか。以上、質問します。ユタシクウニゲーサビラ。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは質問事項1点目のしまくとうばの字名表記の(1)についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、後世に残すべきであるというふうな認識でございます。

(2)についてです。南風原町史南風原シマの民俗等の参考資料によれば、ユナファ（与那覇）、ナーグスクまたはナーグシク（宮城）、オーナ（大名）、アラカー（新川）、ナーデーラ（宮平）、カナグスクまたはカニグスク（兼城）、ムトゥブ（本部）、チャン（喜屋武）、ティーラ（照屋）、チカザン（津嘉山）、ヤマガー（山川）、カンザトゥ（神里）となっております。

(3)でございます。地域文化の継承策につきましては、プレート設置などさまざまな方

法があると思いますので、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の交差点の交通安全対策を(1)と(2)については関連しますので一括してお答えします。ご質問の交差点への信号機設置及び一時停止線設置については、与那原署に設置要望を行っております。与那原署に確認したところ、道路の優先が明確であることや、副道路の交通量が比較的少ないことから、管内での優先順位が低いとの回答がありました。町としましては、登下校道路でもあることから引き続き設置要請を行うとともに、運転者に注意を促す路面標識を検討いたします。

質問事項3点目の町花ブーゲンビレアで町活性化の(1)についてお答えします。ブーゲンビレアは本町の自然環境に適していること。苗の入手や栽培が容易で普及性があること。花の種類が多く四季を通じて色鮮やかな花を咲かせて、町民から愛され親しまれる花であることから、町花にふさわしいと判断され選定をされております。

(2)についてお答えします。町花として制定され約40年が経過していることから、町民には十分周知をされていると認識をしております。

(3)についてお答えします。これまでに南風原物産展において町花・町木コンテストを開催し、町花に愛着と普及を図る施策を実施してまいりましたが、ご提案の町花、ブーゲンビレアを活用しての活性化事業につきましては、現時点では実施の予定はありません。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 答弁をありがとうございます。それでは再質問いたします。以前は、南風原は12大字で成り立ち村を形成していました。そのことは2003年発行の南風原町史第6巻民俗資料編の南風原シマの民俗にもあります。それに目を通して見ますと、しまくとうばでの集落の呼び名が記されております。さて、答弁をいただきましたがありがとうございます。私はしまくとうばでの字名を残すということは、単にしまくとうばの普及を狙っているのではなく、その集落の歴史をより深く後世に理解してもらえるところにあると考えます。それが地域文化を継承するということにつながると思います。

ところで、町長は宮平区出身ですからナーデーランチュですよ。私は照屋区ですからティーランチュです。私はこの照屋の出身であるティーランチュの言葉から受ける気持ちとして和やかさを感じます。ナーデーラ、ティーラの持つ言葉の響きから来るものは、それを使うことによって地域文化を大切にするというだけではなくて、気持ちを穏やかにする心の効果もあると思いますが、町長はいかがでしょう。

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおり、やはりしまくとうばで表記をすると。あるいはまたじかに字名を言葉に出して言うということは、非常に大事なことだと思いますし、ひとつの自分たちの心に響くものだと思っております。議員の発想といいますか、それに対しては非常に敬意を表するものでございます。その中で、答弁の

中ではいろいろな工夫をして何とかならないかなというのが本音でございまして、我々もちょっと検討、勉強をさせていただきたいという思いでございます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時10分）

再開（午後1時10分）

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 休憩の中でもお話しいたしましたけれども、やはり地元の人たちが、議員がおっしゃるように自信を持ってナーデーラとかティーラとか、日常の生活の中でお使いになっていただければという思いもございます。しかし、結論といたしましては、議員ご指摘のとおり残すべきだという認識をいたしておりますので、そのあたりはもう少し時間をいただいて、関係団体あるいはまた役場、行政の中でも検討させていただきたいという思いでございます。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 町長、イPPERニヘーデービル。ワンニーイヌグトゥウムトーイビーン。それでは、次に行きます。

南風原村時代の12大字にはしまくとうばでの呼び名があるが、どのような呼び方か。答弁をいただきありがとうございます。ご答弁のとおりですが、その発声内容にあえて触れさせていただきます。先ほどの南風原シマの民俗によりますと、フェーバルの12大字の呼び名としては、ユナファ（与那覇）、ナーグスクあるいはナーグシク（宮城）、オーナ（大名）、アラカー（新川）、ナーデーラ（宮平）、カナグスクあるいはカニグスク（兼城）、ウリカラ、チカザン（津嘉山）、サティン町長のクトゥバのナカンカイ、津嘉山がイヤビーターンヤ。チカザン、ムトゥブ（本部）、ティーラ（照屋）、チャン（喜屋武）、ヤマガー（山川）、カンザトゥ（神里）、この12大字が表記されております。答弁もそのようにいただきましたが、ご答弁された教育長と私の間に、しまくとうばでのアザナーにイントネーションなどでその呼び名に違いがあったのでしょうか。違いがあつて当然で、だからこそしまくとうばを使う面白さがそこにあると思うんです。ご答弁なされた教育長にも、よろしければしまくとうばを使う面白さに関してお感じになるところをお聞かせください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 私、本当は方言は上手と自負しております。ただ、タンカームニーしかナイビラン。ウヤマークトゥバができないものですから、普段はヤマトグチを使うようにしておりますが、というか仕事の場では。ふだん同級生と多分日常の会話はほぼ方言でやっております、ただウチナーの話をすれば、しまくとうばとかうちな一ぐちとかというもので、南風原の12の字でもアクセントから単語から違うということです。これは例えばハワイでハワイ語を復活させた、ニュージーランドでマオリ語ができたとかというのが多分共通の言葉があるようで、ウチナーとシマクトゥバでイッターシマクトゥバアルガー、シマ

クトゥバディ、ワッタームンチャーナイガという話になるという、難しさがあるということばは聞いたことがあります。特に離島になると、我々が聞くことも話すこともできないというふうな、非常に細かい地域と申しますか、区切り、単位で表現やアクセントが違うというのでウチナーグチエー復活することが難しいということがないように伺いました。やはり先ほど町長からあったように、そうなりますと、自分の字で、自分の地域地域でしまくとうばを子供たちから、言葉は一つの基本的な意思伝達の、基本的な本当にツールですので、毎日使わないと多分言語は覚えられませんので、昔方言を禁止したヨンダガヌーガ、逆にメーナチ朝から晩までしまくとうばで話せば当然継承できるかなと思いますが、それもそれでやはり家庭とか地域とかでやっていくのがナーナーメーヌしまくとうばが伝承になっていくのかなというふうには主観として持っております。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 教育長、イッペー勉強ナイビタン。ニヘーデービタン。各集落の主な地点にアザナーをしまくとうばで表記したプレートを立て、地域文化継承の策を講ずることができないかという質問をしました。私の住む照屋区では公民館前広場の一角に照屋区を紹介する内容の地区案内板が立ててあります。他の集落でも同じような南風原町の地区案内板が立てられていると思います。その説明文に照屋ティラーの文字を加えるという手もあります。ですが、どうでしょうか。テープで張ったぐらいでは技術的にもちが悪いのではないかと思います。どういうやり方がいいのか工夫して、是非プレート板の設置をしていただきたい。先ほどの町長のおっしゃったことからすればやっていただけたと思いますが、どうですか。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 先ほどから答弁にもありますように、いろいろその豊作については考えていきたいと思っております。先ほどありました当面テープとかそういうものでも検討しておりましたが、今ご指摘がありましたように、確かに張る場所とか張り方によってはもちも違いますでしょうから、こちらのほうでもさまざまな方法を検討させていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今の教育部長のお話、私も再質問をしてよかったなと思っております。是非お願いします。かつての南風原は12の大字から形成された準農村でした。今や都市化の波に押され、人々の生活様式も大きく変貌しつつあります。急激な都市化への変化にあって、かつて当たり前で日常で使っていたしまくとうばの語句が次第に使用されなくなり、今のままでは近い将来消滅しかねません。しまくとうばは地域文化を支える大きな柱です。この大きな柱が消滅の憂き目にあるのです。南風原フェーバルという一自治体で生きているものとして、その傘下の各字のしまくとうばユビナーが次第に使われなくなり、人の口から語られなくなるのを思うとき寂しい思いです。各集落の主な地点にアザナーをしまくとうばで表記したプレートを立て、地域文化継承の策を講じてほしいと思っております。先ほどの教育部



長のほうにもそのような方向に行くんだということを知りました。是非よろしくお願ひします。しまくとうばでのフェーバルのアザナー普及に、南風原町の広報紙などでの活用ができない答弁をいただきたい。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 まだその辺については、考えておりませんでしたので、その担当部署と一緒に相談して、考えていきたいと思ひます。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。是非そうしていただきたいと思ひます。今回の質問では南風原の12の大字について触れました。南風原には宮平の小字としての慶原があり、しまくとうばではケバルと言っておりますけれども、その詳細は2003年発行の南風原シマの民俗からも読み解くことができます。それからアラカーのシチャハラについても新川の小字と聞いておまして、それは南風原町の18ある行政区の一つである東新川への移行の流れになったと理解しております。そこで私が望むのは、南風原の12の大字以外にも小字のことにしまくとうばでのアザナープレートを設置していただきたいということです。これで1番目のしまくとうばでの字名表記について終わります。

次は問い2、交差点の交通安全対策について再度問ひます。まず(1)の交差点に進入する車両への一時停止標示や標識が必要ではないかということに対してです。町道67号線から県道82号線への交差点を利用する朝夕の利用車両は多いですが、どのようにお感じになりますか。実際に多いと思ひますか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。先ほどの答弁にもありましたが、与那原署の管内のほうでは優先順位の話がありましたけれども、今おっしゃっている照屋の道路に関しては歩行者の件数は少ないということで判断されております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 与那原署がどう思っているのかではなくて、あなたたちはどう思っているかの質問です、私の質問は。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 こちらも先ほどの答弁と同じになりますが、町といたしましては、やはり朝の登下校は子供たちの歩行者はありますので、町といたしましては今後も引き続き設置を要請したいと考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。

次に(2)の交差点に信号機設置を要請した件です。毎朝の登校時の際には交通安全指導として、PTAや地域のボランティアの方が横断歩道のある当該交差点に立っています。月曜日から金曜日の毎日です。朝の交通量の多い時間帯においては、それでも安全策としては十分とは言えず、信号機の設置を要請します。信号機の必要性を強く要請しますが、再度の

ご答弁をいただきたい。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えいたします。今後も引き続き設置要請を行っていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 是非よろしく申し上げます。これで交差点の交通安全対策を終わります。

次は問い3の町花ブーゲンビレアで町活性化について再質問します。(1) 町花ブーゲンビレアの選定理由は何かについてですが、町花をブーゲンビレアとする理由はどこにあるかとのことですが、町のホームページにありますように、ブーゲンビレアは南風原町の自然環境にも適し、南国的、情熱的な花で花の種類も多く、四季を通じて色鮮やかな花を咲かせて人々の目を楽しませてくれるという、そういう理由で選定されたと考えます。答弁もそのような意味合いでした、ありがとうございました。ところで、沖縄県41市町村のうち6つの自治体が市町村花としています。どの自治体も選定理由に、四季を通じて色鮮やかな花とあります。次に行きます。

(2) 町民は町花ブーゲンビレアをどの程度町花として捉えているかです。答弁もいただきました。町民の町花に対する認識度は私は低いように感じるが、町行政はどのように考えるかということですが、答弁をいただきましたが私の認識と差があるようです。町花として、40年が経過していることから十分に周知されているという答弁でした。時間が経過しているから周知されているという考え方、捉え方です。私は花のとげがその普及の妨げになっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 答えいたします。ブーゲンビレアを町花として町民がどの程度認識しているかと、どれだけ親しまれているかのご質問かと思いますが、先ほど答弁のほうでありましたように制定して40年が経過していると。そもそも町花、町木を制定する理由としては、緑豊かなと花いっぱいのもちづくりということがもともと目的の中にございます。その中でブーゲンビレアにつきましては、私たち担当課ではございませんが、緑化運動の一環といたしまして、以前から、今産業振興課のほうでふるさと博覧会、物産展などで苗木の無料配付を行っております。以前の経済課の時代からその苗木の無料配付の中でブーゲンビレアを配付し、推進しております。成人式も以前は、私もその年代ではあるんですけども、記念品としてブーゲンビレアの苗をいただいたことがございます。この40年の中でこれだけ、活動としては地道ではあるんですけども、そういう活動は地道に定着しているのではないかと認識しておりますので、町民としては親しんでいただいていると考えております。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩 (午後1時29分)

再開（午後1時29分）

○議長 知念富信君 再開します。総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 失礼しました。先ほどのとげの部分に関しては、特に理由にはならないのではということです。普及していると考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 普及しているしていないで私の認識とは大分違うんですけども、そこはまたいつかのときにお話しするということにしましょう。私はとげがあるから普及の度合いも落ちているだろうという考え方を持っていますので、とげがある花で取り扱にくいというデメリットはありますが、先人たちが町花に選定しているという見方から、それを上回るメリットを探すべきだと私は思うんです。いかがでしょうか、私の考え方は。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。57年に制定されておりますが、その選定する際、町民に広く募集をかけて、その中で12種類の花の応募があったそうです。それを選定委員会のほうで決定しておりますので、これだけの歴史もありますので、今後もブーゲンビレアで、特に変えることは考えておりません。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私はブーゲンビレアの町花を取り消せと言っているわけではないんです。どうしてもとげがあるというところの話を聞くものですから、普及しないだろうというところの根底には。そのとげはデメリットのとげというのをメリットに変えられるんじゃないかなというところなんです。町花ブーゲンビレアの鉢植えのコンクールや写真コンクールなどを企画し、町民の町花に対する認識度を高め、町花ブーゲンビレアで町活性化を図れないかについてですが、過去においてはブーゲンビレアの鉢植えのコンクールや写真コンクールなどを企画したことはありますか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 今までそういった事業を取り組んだことはございません。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 鉢植えにすれば、ブーゲンビレアの選定もしやすく、個人個人が町花を扱いやすくなる。うまく植栽できれば人に見せたいものであるのが人情です。コンクール参加者もふえる。このようにして認識度を上げられないかと思います。あるいはブーゲンビレアの植栽の専門家を呼んで、広く町民向けに講習会を開けないか、そういう考え方はありますか。どうでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。先ほど事業の取り組みについて全くやっていないような回答になってしまったんですけども、当初の回答の中で町花・町木コンテストということで普及を図る事業は平成28年度まで行っておりました。あと鉢植え等の講習会については取り組むかどうかについては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 教える人もいれば、習う人もいるわけですから、うまくそのところが好循環になれば広がりも早くなると思います。さて、町花ブーゲンビレアで町活性化が図れないかとの思いから質問しましたが、本町の財政が逼迫し、ややもすると暗くなりがちになるこの行政状況を明るくする手立てを講じなければなりません。そんな中、この町花であるブーゲンビレアは町を明るくするのに、まさに南風原町の花です。南風原町の自然環境に適し、南国的、情熱的な花である南風原町の花ブーゲンビレアを町内外にアピールする策を考えてほしいと思います。先ほど申し上げましたブーゲンビレアに関する講習会なども一つの策だと思います。今、議長もおられますけれども、伊江島のテッポウユリ、東村のツツジの花で盛り上がっている自治体もあります。我が南風原町、やれないわけはありません。ところで、町長室には町花ブーゲンビレアの鉢はありますか。私はこの質問をするに当たり、庭のブーゲンビレアを鉢に植えかえまして育てています。庁舎のそれぞれの受付場所には町花ブーゲンビレアが飾られていることを願っています。町花ブーゲンビレアで町活性化を図る観点から、町執行部のやる気をお聞かせください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。議員提案の庁舎内でのブーゲンビレアの設置については、可能かどうかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 是非、花の役場、花々サー、いっぱいヤッサーと評判が立つほどやってください。以上で私の質問を終わります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時37分）

再開（午後1時47分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 岡崎です。よろしくお願ひいたします。来月10月からは新年度の予算編成に当たって、町長から指針が示されて、11月から12月、各部課で予算の編成作業、あるいは新年度に向けていろんなことが進んでいくと思われまふ。また、都市計画のマスタープランの策定も作業中ということをお聞ひしております。こういうことを踏まえて大きな1から3までお伺ひしていきたくお願ひいたします。一問一答でお願ひいたします。

1、東新川・大名・北丘ハイツ・新川のまちづくり施策を問う。(1) 過去15年間、この4地域で町による事業は何が実施されたか。(2) 国道329号南風原バイパス及びその側道開通による周辺地域への直接的な恩恵は何か。(3) バイパス開通による騒音や粉じん等の

十分なる対策を国に求めているか。(4) バイパス開通で交通事故がふえたが、信号機設置のめどはついたか。(5) これらの地域の活性化のための施策はないか。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目の(1)についてお答えします。4地域のまちづくり施策として、多くの事業を実施しております。東新川地区ではごみ焼却施設の還元施設として、平成19年6月に環境の杜ふれあいを供用開始し、平成27年12月に東新川災害時避難施設が整備されました。また現在整備中の環境の杜ふれあい公園において、ことしの4月に公園の一部が供用開始されております。大名地域では平成20年度から23年度まで大名交差点の改良工事、平成22年度から29年度まで地方改善施設整備事業を行いました。現在は町道10号線の整備を進めています。北丘ハイツ地域では、平成16年度に北丘ハイツの污水集合処理施設を公共下水道へ切りかえる工事を実施、平成29年度に災害時避難施設機能強化事業として、北丘ハイツ集会所の再整備を行いました。新川地域では、平成16年度に県公文書館側の町道258号線、平成18年に新川公園、新川コミュニティーセンター、平成25年度に県看護協会付近の道路を整備しました。また、平成16年度から町道258号線、町道21号線、町道139号線の污水整備を行い、令和元年度からウインズ新川の污水集合処理施設を公共下水道へ切りかえる工事を進めています。平成27年度から29年度に旧ちら一小付近の雨水整備を行いました。また、北丘小学校西側避難通路を整備中で完成後は、新川地区の児童の通学路や新川地区の住民の避難通路として活用されます。

(2)についてお答えします。今回の南風原バイパス側道部開通により、従来の県道240号線を利用するルートに比べ、新川方面から与那覇方面への利便性が向上したと考えています。また、南風原バイパスの完成時には本線に国道329号の通過交通が転換され、国道329号の交通渋滞の緩和が図られます。さらに側道の利用により地域内交通の分散、北インターへのアクセス向上が図られ、南風原バイパス周辺地域の交通利便性が増すことにより、地域の土地利用等開発が促進されるものと考えます。

(3)についてお答えします。南風原・与那原バイパス計画時の環境影響調査において、環境基準値は超えないとの結果から、国への対策は求めておりません。

(4)についてお答えします。9月13日に信号機が設置され、今稼働開始をしております。

(5)についてお答えします。第5次総合計画に位置づけられている北インター周辺の広域商業交流ゾーンの形成に向け計画検討を進めるとともに、現在作業中の都市計画マスタープラン策定において、地域の活性化について検討をしております。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。1番目の過去15年間でこの4地域で町による事業はどのように、何が実施されたかということに対してお答えいただきました。これまで行われてきたこと、進んでいること、これから進めることなどを含めて計15を挙げて

いただきました。私はこの 15 のうち終わったものが 4 つ、自分自身で把握できていないものがあります。ああ、こういうことがあったんだな、こういうことが行われたんだなということが 4 つございます。1 番目の環境の杜について、いわば東新川の公民館ですね、避難施設として整備されました。これは平成 27 年。現在進んでおります環境の杜のふれあい公園は挙げていただいた 15 のうち、町が主体的にやっていた事業がどれどれということは今挙げませんし、改めて伺うことはしませんが、例えば今触れようとしている公園などについては、環境の杜周辺の工事、用地取得がおくれてなかなか進んでいませんけれども、一部たしか駐車場だけ供用開始されていると思います。南風原町の公園に係る費用の負担は私が調べている限りは 3.2%、あとは那覇市とか国、県だと思いますけれども、環境の杜の管理に関しては南風原町の負担は 15%だと思っています。それから大名の 10 号線のことも挙げていただいていますけれども、あそこも、私がこの南風原町に移り住んでから 36 年目になって、ようやく動き出すんだなと思うぐらい、非常に向こうは皆さん大変な思いをしながら通っておられたと思います。新川のコミュニティーセンターについても挙げておられます。コミュニティーセンターは私たち、奈津江議員もそうですけれども、公民館と言いますね、わかりやすく。公民館をつくりかえようと、45 年間古いブロック製の公民館ですと我慢していましたけれども、私たちは期成会を立ち上げて、11 年間毎月各世帯 500 円ずつ積み立てて 6 年余り、一番多い世帯で積立金だけで 6 万 6,000 円余りを積み立てて資金を造成してまいりました。今、現在も残念ながら新川は字有地が全くと言っていいほどないので、今の公民館の敷地も県から借用していて、町経由で毎年 29 万円の借地料を払っております。確かに、こういうことをしていただいたんだ、こういうことをやってもらっているんだということを、今回改めてわかるものもございます。ありがとうございます。また後で、このことに触れます。

(2) の南風原バイパスの側道開通による周辺地域の直接的な恩恵ということを伺いましたが、それに対するお答えは 329 号の交通渋滞が図られるとか、北インターへのアクセスが図られるとか、地域の土地利用開発等が促進されるとかということ。あるいは新川から与那覇方面への交通の利便性が向上したということも挙げておられます。それはある面、当たっていると思うし、またある面、違うんじゃないかと思うところもあります。というのは、やはりその集落の中があのかのバイパスによって分断されていると感じる住民の皆さんも結構いらっしゃいます。ですから私は直接的な恩恵という言葉で伺ったんですけれども、3 番目に飛びますけれども、3 番目の騒音や粉じん等に対する、対策を国に求めているかという問いに対しては、このバイパス計画時の調査では基準を上回ることはないという結果だったので、国には対策を得に求めているというお答えでした。あのかのバイパスが通ることによって、側道が開通したことによって、地元の皆さんが恩恵を本当に受けているか。バイパスが開通したら騒音がひどくなる、粉じんがひどくなるということを地元の皆さんは心配しています。対策を国に求めているというのはちょっと残念ですけれども、私はこれからも地元の皆さんのお声を聞きながら、南部国道事務所にとれる対策があるだろうということ

求めていきたいと思っています。

4番目の開通で交通事故がふえたが、信号機設置のめどはついたか。これはお答えいただきましたとおり、これまで多くの議員の皆様も指摘されてきたように、あそこは交通事故が多発しておりました。これまで幸いに死亡事故、あるいは重大な事故が起これずに済んだのは本当に幸いだったと思います。行政のほうからも強く働きかけていただいたおかげで信号機が2機設置されて、これは本当によかったと思っております。ありがとうございます。

5番目のこれらの地域の活性化のための施策はないか。実はこれが1番目の質問の最大のポイントでございまして、例えば東新川は皆さん多くの方がご存じだと思いますけれども、これまで第1、第2の最終処分場がつくられて18年に、今の焼却炉が完成するまで、燃やさないごみはずっと埋め立ててきました。約束の期限を何年もオーバーして埋め立ててきました。これは那覇市の責任も大きかったんですけども、そのおかげで今にもじみ出てくる水、有害物質を含んだ浸出水が今も流れ出てきているんです。それがつい6月25日でしたか、ようやく池にためたその浸出水をポンプアップして鳥堀の開邦高校の上までポンプアップして、そこから西町の浄水場の下水道につないだ。これでようやく大名、宮城あるいはその下の川の流域の皆様は一安心できると思うんですけども、これまで大雨、台風が来るたびに有害物質を含んだ水があふれ出ないかということをいつも心配してきていました。東新川はこの処分場だけではなくて、これまで霊園が来たおかげで補助金が入ったんじゃないかという声もありますけれども、これは住民の皆様が望んだことではないと思います。霊園、産業廃棄物、病院、入所施設、いわゆる地元の皆さんにとっては余りありがたい施設がどんどん来て、18年に焼却炉が完成した後、この10年間で東新川の世帯は48から38に減っているそうです、残念ながら。人口がふえない、人がふえないということが大きな悩みようです。今もパッカー車は1日に何百台と通るし、さらに今は西原町からも一時的ですけども、パッカー車が入り込んで交通渋滞、粉じんなど、そういった問題をたくさん抱えています。そういう東新川とか大名あるいは北丘ハイツの皆さんを含めて南風原町のまちづくりが行き渡っているんだらうかと。新川も先ほど話した公民館をつくっていただきました。でも、あれはたしか町からは4,200万円出していただいていたありがたい完成したんですけども、それ以外に新川は何があったかなど。試験場が移っていったおかげでいろんな施設が来て、道路が通って賑やかなように見えますけれども、町独自では何をやっていただいたのかなと私はよく考えていました。新川の中は歩道がほとんど整備されていませんから、子供たちや大人は危ない思いをしながら毎日通っています。よその地域からは通勤の抜け道になっていますから、いつも危ない思いをしながら通っています。そういう中で私は去年9月にありがたく当選できてここに足を運ぶ機会が多くなっていますけれども、今でも、あるいはそれ以前はもっと、この距離、新川からこの役場まで、実際の距離以上の距離を感じていました。遠いな、何か遠いな。多分新川より遠い地域の皆様はもっと感じているんじゃないかなと思います。恐縮ながら、津嘉山区域、あの方面では区画整理などが進んできて比較的光が当たっているなという感じがします。反面、ここから遠いあの地域

はどうだったんだろうという、言ってみればですね、疎外感も感じます。そういうことを口にする区民もたくさんいらっしゃいます。新たな土地計画マスタープラン策定の作業を進めておられると聞いていますけれども、やはり町全体に行き渡るまちづくりをしていただきたいと。第5次総合計画はたしか平成29年に制定されて、10年間の計画がつくられていると思います。それを見てもどこに何をするという計画は何もないんです。基本的なことはたくさん書かれていますけれども、土地利用計画というのはその中にありますけれども、まちづくりについては明確に示されているようには私には読みとれませんでした。ですから、今後の新しくつくられる都市計画マスタープラン策定に当たっては、是非これまでなかなか遠かった地域にも日が当たるようなまちづくりをしていただきたいと切に願うんですけども、町長ご見解いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。

[岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時08分）

再開（午後2時09分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私がただいま申し上げたようなことを踏まえて、町長の見解を、今後のまちづくりについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 岡崎議員のご質問にお答えします。東新川地区、大名、北丘ハイツ、新川地区のまちづくりについてというご質問でございますけれども、基本的には先ほど答弁いたしましたとおり、これから都市マスタープランの中で検討していきたいという考え方でございます。その中でご理解いただきたいと思っているのは、まちづくりということで、どうも抽象的な表現でしかお答えできない部分、非常に申しわけないんですけども。ただ申し上げたいのは、まちづくりと言いますと、新川地区の皆さんが、自分たちの住んでいる地域をどういうまちにしたいんだということを行政と一緒にあって、まずは取り組んでいって、将来的に新川地区をこんなまちにしたいというようなことが固まってくれば、その後、じゃあそこに具体的にどういった施設を配置していくかと。どれぐらいの道路網を整備すればいいのかとかですね。そういったところに行くと思いますので、是非マスタープランの中でその辺まで話し合いができて、あるいはまた地域のほうにまちづくり委員会とか、そういったものができ上がって、そこで行政と地元の皆さんとキャッチボールをしながら、将来の新川のまちづくりはこうするんだというところまでいければありがたいと思っていますところ。実は新川地区のほうでは、何年前ですか、農住組合の事業を使って小規模の地権者を主体とした、小規模の土地区画整理をやろうと、新川の真ん中のほうでしたけれども、以前あったひなぎく保育園があったところのもうちょっと中のところですね。その辺で先



進地の視察にも行って、まちづくり委員会に似たような組織もつくりまして、いろいろと勉強会をしたことがありますけれども、なかなか集まっていた皆さん方の気持ちは前向きなお話し合いでございました。しかし、実際土地を持っている地権者の方々が、なかなか理解をしていただけないといえますか、我々の説明も不足だったかもしれませんけれども、そういったことがございまして、どうしてもこれは南風原町では津嘉山北の区画整理事業をやっておりますので、あれからしっかりと勉強いたしておりまして、そういった個人の権利が絡む土地利用に関しましては、なかなかトップダウンでは難しいという教訓がございまして、できれば先ほど申し上げましたように、地域の皆さんから盛り上がり、ボトムアップで、そこに我々行政も一緒になって協力しながら話を進めていくと。そういったようなまちづくりを進めることができればいいなと考えております。今回の都市マスの策定の中で具体的な施設の張りつけとか、そういったものはちょっと難しいかと思っておりますけれども、ただ先ほど言いましたように、みんなで新川地区をこうするんだと盛り上げといえますか、そのあたりは是非ともこのマスタープランの中でも方向づけができればいいなと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。しかし、このマスタープランづくりに、私たち地域のものが参画するというのはなかなか難しいことではないかと思っております。例えば先ほどの東新川の件もありますけれども、市街化調整区域を見合わせてほしいという要望がずっと地元から出ていると思っております。何しろ人が移り住んでこないというあのまち、お気の毒だと思っております。そういう遠く離れたまちにも、市街化調整区域を市街化区域に見直す、なかなか難しいところはあると思っておりますけれども、何らかの方法は皆さんお得意な寝技で、何らかの方法があると思っております。何しろ10世帯も減ってしまったというところにも…。やはりそれは自治会だけ、区民だけではなかなかできることではないと思っております。町の力が、あるいは県、国の力が必要だと思っておりますので、是非そういうところに導いて行っていただきたいと思っております。是非お願いいたします。時間がないので2番目にまいります。

2、小学校の英語・プログラミング教育を問う。(1) 2020年度開始の小学校での外国語活動、英語教育の対応は間に合うか。(2) インターネットで外国人による英語教育の導入を検討しているか。(3) プログラミング教育への対応はどうか。①プログラミング教育は何年生から始めるか。②どのように教材化するか。③各学校間で統一されるか。④各学校に対して統一化を要請できるか。(4) 学校現場でのさらなる多忙化を予防できるか。ご答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 答えいたします。質問事項2点目の(1)でございまして。次年度開始の英語の教科化については、万全の体制で開始できるように取り組んでおります。

(2)でございまして。現状ではJTE、これは日本人英語指導助手でございまして、JTEでの活用で授業を実施しており、インターネットを活用した授業導入は検討しておりま

せん。

(3)です。プログラミング教育への対応につきましては、まず①対象の学年は決まっておられません。②教材化の内容につきましては、各学校と教育委員会で検討をしています。③各学校でさまざまな工夫を凝らしていくと考えておりますので、統一の予定は今のところございません。④です。特色ある学校づくりや、魅力ある授業づくりと創意工夫で自主的な取り組みは学校の裁量権、学校の特色を生かすものだと考えておりますので、統一化の要請を行う予定は今のところございません。

(4)です。英語の教科化につきましては、引き続きJTEや英語専科の配置を、そしてプログラミング教育では大学等、その他の関係機関と連携した実施の計画を行うことにより、多忙化の解消に努めます。以上です。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 失礼しました。(2)と(4)で、私、「JET(ジェット)」と言いましたが、「JTE」でございます。失礼しました。日本人英語指導助手でございます。訂正いたします。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 現在の小学3年生、4年生に対する外国語活動、英語ですけれども、そして4年生、5年生に対する英語教育は、現状はどうなっているのか。どのように進めているのか。そしてインターネットは全く活用していないのか。

そして(3)のプログラミング教育というものはどういうものなのかということをお教えてください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在、3年生、4年生の中学年と5年生、6年生の高学年の英語に関しましては、まだ英語活動の範囲で行っております。ただし、5年生、6年生は次年度に向けて、少し書くとかですね、次年度に向けた準備は各学校で行っているところであります。インターネットを活用した英語の授業をしているかということですが、実際のネイティブとの対面とかは行っていませんけれども、動画とか英語の曲とかを聞いての活用というのは行っていると聞いております。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 プログラミング教育ですが、プログラミングという名称でコンピューターのプログラミングのイメージをもたれがちですが、プログラミング思考という教育になります。論理的に物事を理解する。単純に三角形を描けと言葉で認識すると魔法の箱が三角形を描くのではなく、三辺が同じである内角が180度であるということがひとつひとつ具体的に分かって初めて三角形が描ける。そういったことを簡条書きにしてみたり、意味を深く理解してみたりと言うようなことを各授業のなかで思考するような教育を行っていくというような内容です。特別にコンピューターを使うような教育ではございません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 英語教育についてはたしか35時間とか70時間というようなことは実質されているのですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。英語教育に関しましては、現在の授業実数は小学校3年生、4年生で15時間、5年生、6年生で50単位時間となっています。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 たしか指針では3年生、4年生で年間35時間、学級担任が教える。4年生、5年生では年間70時間、担任プラス専任の先生が教えるという指針になっていると思いますけれども、今のお話ですと、それはできていないというふうに私は理解します。来年度からは4年生、5年生は英語教諭が教えるということになっているんですけれども、万全な体制をとるといってお答えだけでも、その教員の配置、12月の議会での質問では間に合わないと思っているので今伺っているんですけれども、専任の教員などを配置する考えなどは考えておられるんですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 先ほどの授業単位時間ですが、前年度、今年度は実施猶予期間でありまして、今年度は3、4年生で15単位時間、5、6年生で50単位時間をやっておりますが、4月からは3、4年生で35単位時間、5、6年生で70単位時間となります。そのように今、準備をしております。そのために町としましては、JTEを各小学校に1人ずつ配置しておりますので、それも引き続き配置しながら支援を行っていきたいと考えております。さらに県のほうでも英語専科の先生が、町内に今2名おりますので、その先生も一緒に授業づくりを行っていくというふうに考えております。

[岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時24分）

再開（午後2時25分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。基本的には英語の授業につきましては担任の先生で行うということになっておりますので、町としましてはJTE等を配置して支援を行っていくという形になります。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 学習指導要領を私もよく確認したいんですが、そちらでも確認していただきたいんですけれども、たしか5年生、6年生の英語教育に対しては担任だけじゃなくて、指導助手でできるかどうかわからないけれども、英語教諭の配置が必要だと私は理解しているので、確認しておいてください。

インターネットについては、もう十何年も前から日本では、例えばフィリピンのネイティブスピーカー、ふだん英語を話す人たちを相手に、画面と画面でマンツーマンで英語を学ん

でいる。英会話を学んでいる。生きた英語を学んでいる。1時間1,500円とか2,000円で、そういうものが既にあります。こういうことを教室の中で、大きな画面で、二、三十名の、あるいはもう少し多いのかもしれませんが、その生徒たちを前に画面を置いて、直接インターネットでやれば人の確保とか、あるいは先生方の業務の軽減とかそういうことが図られるのではないかということで、私はインターネットのことを伺っているんですけども、今現在は、直接こういうインターネットでの教育はやっていないとのことでしたか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 現在、海外の方とのインターネットを介しての事業というものは行っておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 せっかく英語教育の正式的な導入ですので、生きた英語が学べるように、このインターネットの導入も是非検討していただきたいと思います。

それでプログラミングのほうですけども、これは各学校に任されている、あるいは各先生に任されるのかなと思うし、先ほどの答えでしたら町内の各学校で統一をする予定もない。学校に要請する予定もないということですけども、そうすると各学校で全然考え方も違うし、教え方も違う、教材化の予定もない。これはどういうことなんだろうかと思いますが、それでいいのかなと思いますけれども、本当にそれでよろしいと思いますか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 教育委員会で、手放しで何も行ってないということではなくて、教育委員会主催のプログラミング教育に向けての講習会、それから情報の共有等については行っています。さらに、先ほど申しあげましたように、このプログラミング教育の中身というのは、プログラミング的趣向というものを教えるということですので、それを各先生方は自分の授業の中でどういった形でそういうふうな趣向を取り入れた教育をカリキュラムとして組んでいくかということをおっしゃるわけですけども、そういう研究等の紹介、それから開催とかについてはやはりこちらのほうとしてもお手伝いすると。さらにどういうふうにするかということの相談があれば、相談に乗って各学校の情報共有が必要であれば、そういう共有等を図っていくということです。しかし、先生方というのは自分たちで自分の授業をおもしろく、それからわかりやすくというふうないろんな工夫をなさっています。その部分に対して統一するという考えはありませんということの答弁でございます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すっかり統一するのはなかなか難しいかもしれませんが、指針を示すべきだと思います。学校に任せるだけではなくて。島尻の中でどのようになされるのかわかりませんが、でもせめて町内ではプログラミング教育についての考え方…。去年の9月、もう1年前にはこれについての手引きが示されているんです、既に。教師がプログラミング教育に対して抱いている不安を解消して、安心して取り組めるようにすると

いう手引きが示されています。皆さんのお手元に、どこかに届いているだろうと思いますけれども、先生たちの不安と過大な負担を軽減してあげることが是非必要と…。

4番目の学校現場でのさらなる多忙化を予防できるかという質問は、こういう英語教育が正式に導入される。プログラミング教育が始まる。これは先生方も、現場の事務の方々も、子供たちもますます忙しくなるんです。だから現場の多忙化を予防できますかと聞いていますけれども、解消に努めますと…、すっきりとしたお答えはなかなか得られていません。具体的なことが必要だと思っているんです。いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 新たな教科といたしますか、英語科が教科化されるのは確かに新たな教科でございます。プログラミング教育につきましては、部長、課長からあったように、最も重点的に考えるのが論理的なものの考え方という。プログラミングというのが、命令をしたことしか動かないという機械ですので、コンピューターが。そういったことです。プログラミングどおり描いたつもりが言うことをきかない。じゃあ、この課題はどういうふうに解決するのかというのを考えさせますので、コンピューターの時間というのがあるわけではない。理科の時間とか算数の時間がやりやすいんでしょうねというのがあります。これを考えていくのが教師の研究、仕事でございます。確かに個人的にはいろんなことを新たに学習指導要領にのった目的を達成するためにそれぞれが工夫していくので時間は使うと思いますが、教師の全体的な多忙化の解決というのはその部分だけではなく、去年やったような、例えば平日の5時以降の電話は録音メッセージにしてご理解いただくとか、そういった必ず教員がやらないといけない部分をほかの人に担っていただくとか。それで教員は子供たちに対応してもらって、本当の、本当のといたしますか、主となる学習の部分、指導の部分に時間を割くというようなトータルの考えで多忙化の解消は進めていくものだと思います。いわゆる雑務とかシステムができることはやる。ただし、対子供と向かうというのは機械的なことではできないですので、そこに力を傾注していただくために、ほかの分散させられる業務をいかに分散させるか。保護者や地域に理解をしていただくのはどの部分かというのを明確にして考えていただくというのが多忙化の解消でございますので、その辺は区別して考えないといけないと考えて、また我々はそのように教育委員会としての取り組みを今行っているというところでございます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 さっきのお答えにありましたかね、このプログラミング教育というのは教科ではないんですよね。算数の授業、理科の授業とかあるいは国語の授業の中で、先ほど教育部長が言われたものごとの思考的、考え方を教えていく。だから複雑なんです、先生方にとっては。どのようにやっていけばいいのかな。これは先生方に任せたらどのようになりますか、みんなばらばら。各学校に任せたら全部ばらばらにならないですか。だから南風原町だったら教育委員会が主となって、ある程度のルールは示してあげるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 全く先生方がどのようなものから着手していいかという情報がないわけではなくて、文科省のほうからも算数、理科のほうで着手しやすいだろうということがあります。さらに教科書のほうにもこの単元ではプログラミング教育でこういうふうに使えよというふうで、教科書のほうにも記載されてきますので、恐らく先生方はまずその辺から着手していくであろうというふうで認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 幸いにまだ時間はありますので、是非先生方、あるいは子供たちの負担が過大にならないようなやり方を是非いろいろと考えていってください。お願いします。

次にこれも学校に関することですが、学校の行事表が各学校によってみんな違います。あるいは4階のロビーのエレベーターの横に張られている掲示板の書式も全部違います。全てに通じることですが、これに携わる皆さんの仕事の軽減化、わかりやすさ、そういったことを求めて伺っているんですけども、学校の行事予定表等の画一化、あるいは掲示板の用紙やフォームの画一化、そういうことができないのかと伺っていますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 これは今、質問は3番に入っているのか。

○3番 岡崎 晋君 ごめんなさい、3番です。

○議長 知念富信君 ちゃんとした、あれをやらないとだめ。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時37分）

再開（午後2時37分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 3番、各校の行事予定表等の画一化を。各々違っている小学校や中学校の行事予定表を画一化できないか。そして、年間予定行事をできるだけ画一化できないか。2番目、庁舎4階エレベーター横の各校の掲示板の掲示用紙のサイズやフォームなどを画一化できないか。お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項3点目の（1）についてお答えいたします。各学校は、それぞれ特色ある学校づくりを実現するために工夫を凝らしているものと考えております。そのために画一化の予定はしておりません。

（2）です。庁舎4階にある学校別の掲示物については、学校の特色を出して作成、配布された学校日より等を掲示しております。そのため特に町役場掲示用としてのサイズはフォームの画一化は今のところ予定はございません。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今お答えいただいたことなども、やはりこれにかかわる皆さんの仕事の軽減化などを図るためにわかりやすさを図っていくためにも、是非改めてご検討して

いただきたいと思いますので、また次の機会に触れます。

次の質問、4番目、不登校の現状と対応を問う。小学校、中学校の不登校の現状はどうか。2番目、夏休み前にとった予防策と新学期開始後の対応を問います。

続けて5番目の主要施策の成果に関する報告を問います。(1)事業の成果で事業の実施内容を報告していますが、これを具体的にまたは補完的に実数等を挙げていただきたいがどうですか。2番目、次年度への課題や期待も盛り込んでいただきたいがいかがですか。お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項4点目の(1)についてお答えいたします。不登校の基準となる30日以上欠席をしている児童生徒の数は、令和元年7月末現在で小学校11名、中学校27名となっております。また、不登校の基準に満たない欠席日数30日未満の児童生徒数は小学校29名、中学校32名となっております。

(2)についてお答えします。夏休み前に教育相談や保護者面談等を教科し、見守り体制や連絡体制の確認を行い、夏休み期間中は電話連絡、それから家庭訪問を実施しております。新学期にも教育相談等の強化を行い、児童生徒のケアに努めております。以上です。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項5点目の(1)についてお答えします。各事業ごとの決算額や実績件数または人数、さらには過年度実績の推移等を写真やグラフ、表を用いて事業の実施内容を町民にもわかりやすく作成しております。引き続き、わかりやすい報告書の作成に努めてまいります。

(2)についてお答えします。主要施策の成果に関する報告書については、地方自治法第233条第5項の規定により、決算の説明資料として作成しているものであります。次年度への取り組みについては当初予算にはハイさいよ～さんにおいて町民にわかりやすく説明をしております。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 夏休みが終わって新学期が始まった後、子供たち、生徒たちはどうしているのかなという思いがあってこの質問をしました。保護者が子供たちを連れて学校まで来る子供たちがいます。そういう保護者の皆さんと学校側が直接言葉を交わす機会などはありますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 朝の送迎時には担任の先生はクラスにおりますので、送迎する保護者の方と会う機会というのは少ないです。それで対応が必要な児童生徒に関しましては別途、教頭先生や養護教諭のほうで対応することが多いそうです。担任のほうは、不登校のお子さんに関しては定期的な家庭訪問を行ったり、あとは保護者のほうに電話をかけて話をするということがあるそうです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 学校まで来ても教室に入りきれない子供たちもいると思いますけれども、その子たちに対してはどういうことをしておられますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 各学校の保健室や相談室、または中学校におきましては適応指導教室等で、教室に入れない児童生徒についてはそちらのほうで過ごしたりしております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。成果のところに移りますが、2番目の次年度への課題や期待も盛り込んでいただきたいということですが、例えばメモだけお願いします。学校教育課の17ページとか22ページ、国保の44ページ、あるいはこども課の72ページ、住民環境課の134、135ページ、そういうところではわかりやすく書いています。次に向けても。ですから、是非私たちの胸にもストーンと落ちてくるような反省ではなくて、期待、課題なども盛り込んでいただきたいと思います。これをやったこれをやったと強調ばかり見えるように思いますので、是非お願いいたします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後2時45分）

再開（午後2時45分）

○議長 知念富信君 再開します。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時46分）